

中之条町議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会と町民の関係（第5条）

第4章 議会と行政の関係（第6条－第9条）

第5章 議会運営と議会機能の発揮（第10条－第13条）

第6章 議員の身分及び待遇、政治倫理（第14条－第16条）

第7章 最高規範性及び継続的検討（第17条・第18条）

附則

中之条町議会は、日本国憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、住民から直接選挙された二元代表制の一翼を担う機関として、その権能を十分に発揮することにより町民福祉の向上に寄与する責務があります。

中之条町の意思決定機関である議会は、その審議過程において徹底した情報公開による公正性・透明性・信頼性を確保し、決定事項については町民への説明責任を負います。また、議会への町民の参画を促進することで、開かれた議会を実現し、自らの創意と工夫によって町民との協調のもと、まちづくりを推進していく必要があります。

この基本条例は、上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則や議会と住民との関係を定めることにより、議会のあるべき姿を明確に定めるものです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方主権時代にふさわしい議会及び議員活動の活性化と充実のために必要な事項を定めることにより、町民参加や町民との協働を促進し、情報公開や説明責任を果たすとともに、議会権能を發揮して政策提言や提案を柱に開かれた町議会を実現し、持続的で豊かな町づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住する個人をいう。
- (2) 町 町長を代表者とする基礎的自治体としての中之条町をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、町政の課題に的確に対応するため、年間を通じて、適切に本会議を開くことができるよう会期を定めるものとする。
- (2) 住民から直接選挙された代表者で構成される議会として、公正性・透明性・信頼性を重視し、町民参加を不断に追求する開かれた議会をめざすこと。
- (3) 議会の運営については、開かれた議会の実現に向けて常に見直しを図ること。
- (4) 町民が議会を傍聴しやすくし、町政に参画する意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 町長との緊張関係のもと、監視機能を果たすとともに、議員相互の自由な討議（以下「自由討議」という。）などを用いて、政策立案・提案を積極的に行うこと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、自由討議を推進すること。
- (2) 個別的、地域的な事案にとらわれず、町民全体の福祉の向上をめざして活動すること。
- (3) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、不断の研さんによって自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をする事と。

第3章 議会と町民の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会等（以下「委員会等」と

いう。)を、原則として公開とする。

- 3 議会は、委員会等の運営にあたり、参考人制度、公聴会制度及び委員派遣制度等を十分に活用して、町民及び関係者の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を提出者による政策的提言と位置づけるとともに、その審議にあたっては、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策立案能力を充実させるとともに、政策提案の拡大に努めなければならない。

第4章 議会と行政の関係

(町長等との関係)

第6条 本会議における議員と町長及び関係職員等(以下「町長等」という。)との質疑及び質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行う。

- 2 議長からの求めにより本会議又は委員会等に出席した町長等は、議員の質問に対し、議長又は委員長の許可を得て論点又は争点を明確にするために反問することができる。

(重要な施策等の説明資料)

第7条 議会は、町長が重要な施策等を提案しようとするときは、その水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 施策等の発生源及び比較検討した他の施策等の内容
- (2) 総合計画における根拠又は位置づけ及び関係する法令・条例等
- (3) 施策等の実施にかかる財源措置及び施行後のコスト・効果

- 2 議会は、前項の審議にあたっては、それらの水準を高める観点から、立案、執行における論点争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における施策説明資料の作成)

第8条 議会は、予算及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、わかりやすい施策等の説明を町長に求めるものとする。

(任意的議決事件)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の

議決事項は、代表機関である議会が町政における重要な計画等の決定に参画する観点から、次の各号に掲げる事項と定め、策定、重要な変更又は廃止について行う。

- (1) 総合計画の基本構想
- (2) 地域防災計画
- (3) 他の自治体（国外を含む。）との姉妹都市協定の締結
- (4) 対外的に表明する各種宣言・憲章

第5章 議会運営と議会機能の発揮

(自由討議の活用)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議長は、自由討議の機会を設けるよう運営しなければならない。その際、町長等の出席要請は必要に応じたものとする。

(議員研修の充実)

第11条 議会は、議員の政策立案能力の向上等をはかるため、議員研修の充実強化を図るように努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化にあたり、町民等を含む研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体に対する調査、その他の政策研究の機会を積極的にもうけなければならない。

(議会の広報)

第12条 議会は、町政に関する重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して迅速に周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達等を踏まえた多様な広報手段を積極的に活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会の広報活動に努めるものとする。

(議会事務局の体制強化)

第13条 議会は、議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めるものとする。

第6章 議員の身分及び待遇、政治倫理

(議員定数)

第14条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改定にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、

将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するために、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

(議員報酬)

第15条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正にあたっては、行財政改革の視点だけでなく、町政における議員の活動・役割・責務を十分に考慮するものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、町民の全体の代表者としてその倫理性を自覚し、自己の地位にもとづく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議員は、法第92条の2の規定を遵守し、町が発注する工事の請負契約及び業務委託契約並びに備品納入契約を辞退するものとする。ただし、規則で定めるものについては、この限りではない。

第7章 最高規範性及び継続的検討

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会の条例、規則、規程を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行うものとする。

(継続的検討)

第18条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを継続的に検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。